

高橋・只木ゼミ前期第10問検察側反対尋問レジュメ

文責:2班

- 5 1. 中止行為の任意性の判断において、弁護レジュメ2頁30行目に、「中止行為が規範意識に基づくことまでは必要ではない」とあるが、折衷説では、規範意識を働かせずに中止行為に及んだ行為者にも中止犯の必要的減免を積極的に認めるという理解でよいか。
2. 弁護レジュメ3頁3行目、限定主観説における「法的評価と倫理的評価の混同」の「混同」の具体的内容は何か。
- 10 3. 弁護レジュメ3頁3-5行目、「『広義の後悔』を必要とすることは～新たな要件を加えるものであり、厳格過ぎる」とあるが、その要件の逸脱の内容は何か。
4. 弁護レジュメ3頁7-8行目、弁護側は「現行刑法の成立過程において～悔悟がない場合にも中止犯による刑の減輕が与えられることを当然の前提」としているが、その前提は真であるか。真であるとするならば、その前提の意義をどのように捉えているか。

以上